

子母発 0408 第 1 号
令和 2 年 4 月 8 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」における
妊婦へのマスクの配布に係るご協力のお願について

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 1 日付け事務連絡「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策について」で周知したとおり、リーフレットによる情報発信等を実施するほか、妊婦に対して布製マスクを配布することとしています。

つきましては、現時点における配布スケジュールや、配布方法について、別添のとおり、お示しさせていただきますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村に対しても、周知いただきますようお願い申し上げます

各自治体、とりわけ市町村におかれましては、マスクの配布についてご対応をお願いし、大変恐縮ですが、何卒、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

別添 1 「妊娠に対するマスクの配布について」

別添 2 「妊娠に対するマスクの配布に係る Q&A（令和 2 年 4 月 8 日時点）」

（担当）

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課 予算係、母子保健係

Tel: 03-5253-1111

（内線 4975、4977、4978）

Fax: 03-3595-2680

E-mail: ninpu-mask@mhlw.go.jp

妊娠に対するマスクの配布について

1. 事業概要

妊婦は、特に体調管理に気をつける必要があり、一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には重症化する可能性があるため、一層厳密な感染予防を図る必要があります。

そのため、今般、国において布製マスクを一括購入した上で、市町村において、令和2年4月から妊婦に対してマスクを配布することとします。

2. 配布に係る費用について

布製マスクの一括購入及び市町村への配布に係る費用については、国で負担します。

また、市町村から妊婦へ配布する際に、事務経費が発生する場合には、母子保健衛生費補助金の「産前・産後サポート事業」のメニューのうち、令和2年度当初予算で新たに計上した「妊産婦等への育児用品等による支援」（補助率1/2）の活用も可能です。

3. 国から市町村への配送スケジュールについて

4月中旬以降、マスクを各市町村へ発送

マスクが確保でき次第、4月中に再度マスクを各市町村へ発送予定

5月～ 毎月2週目以降、マスクを発送予定

4. 配布方法

< 配布枚数 >

妊婦一人につき原則月2枚を配布する。

なお、各市町村におけるマスクの残部の状況等に応じて、1回の配布において2枚以上配布することも可能とする。

< 新たに妊娠が判明した方への配布方法 >

妊娠の届出時に、母子健康手帳の交付に併せてマスクを配布する。

(代理の者による受け取りも可能とする。)

< 既に妊娠の届け出を済ませている妊婦への配布方法 >

保健センターや、子育て世代包括支援センター等における手渡し(代理の者による受け取りも可能とする。)や郵送など、それぞれの地域の感染拡大の状況などに応じ、希望する妊婦にマスクが行き渡る方法により配布する。

なお、事務負担の軽減のため、郵送を行う場合に、定期的な普及啓発資料等の配送の際にマスクを同封するなどの対応も差し支えない。

妊娠に対するマスクの配布に係る Q&A (令和 2 年 4 月 8 日時点)

問 1 マスクの枚数が月 2 枚である理由如何。また、総理から全世帯に 2 枚配布すると発表があったが、何故、妊婦だけ特別に、更に月 2 枚を配布するのか。

(答)

妊婦が新型コロナウイルスに感染した場合の影響については現時点で不明な点が多く、妊婦の重症化率や死亡率が特に高いという報告はないものの、新型コロナウイルスに限らず、一般的に、妊婦が風邪をひき、肺炎にかかった場合、重症化する可能性があると考えられています。

しかも妊婦は、薬剤の使用が制限されることから、一般の方以上に、感染症にかからないよう、予防の徹底を図る必要があります。

加えて、妊婦は、健診受診等以外にも日用品や育児用品の買い物等や子どもがいる場合には、その送り迎えなど様々な場所への外出等があるため、布製マスクを使用する頻度が高くなると考えられます。(布製マスクは 20 回程度洗濯して再利用可能で、1 日 1 回の洗濯を推奨しています。)

このようなことから、妊娠中の方々に、安心して生活を送っていただくため、月 2 枚を追加して配布することとしています。

問 2 妊婦向けのマスクは、いつ頃から市町村に届くのか。また、1 自治体あたり何枚程度配送されるのか。

(答)

4 月中旬以降、国から順次配送する予定です。また 4 月は、マスクが確保でき次第、追加して配送し、5 月以降は月 1 回の配送を予定しています。

また、配送枚数については、各市町村における妊娠届出数に応じて案分してお送りすることを基本と考えていますが、今後、希望する配送場所及び配送枚数については、照会をかけさせていただくことを検討しており、改めて、御連絡いたします。なお、配送場所については 1 自治体につき 1 箇所をご指定いただきますようお願いいたします。

問3 どのように妊婦へ配布すればいいのか。

(答)

新たに妊娠が判明した方については、母子健康手帳の交付時に併せて配布していただくことを想定しています。

母子健康手帳を交付済みの妊婦に対する配布方法については、保健センターや、子育て世代包括支援センター等に、本人又は代理人にお越しいただき、配布するなどの方法が考えられますが、それぞれの地域の感染拡大の状況や、マスクに対するニーズ等に応じて、定期的な普及啓発資料等の配送の際にマスクを同封するなど、希望する妊婦にマスクが行き渡る方法の検討をお願いします。また、希望する妊婦から申請をいただくことも1つの手法として考えられます。

なお、マスクを郵送で配布する場合、「産前・産後サポート事業」のメニューのうち、令和2年度予算で新たに計上した「妊産婦等への育児用品等による支援」(補助率 1/2)も活用が可能です。

問4 マスクはどのように市町村まで配送されてくるのか。

(答)

個包装されたマスクを、日本郵便で市町村へ配送いたします。なお、4月中旬に発送する際は、各市役所の本庁舎へお送りさせていただくこととしていますが、今後、ご希望に応じて配送先を調整させていただきます。

ただし、配送先は各市町村で1箇所とさせていただきます。

問5 対象者の範囲を教えてください。

(答)

配布時点で、市町村で把握している妊娠中の方に対して、配布をお願いします。

問6 妊婦が出産した場合、対象から外れるという理解で差し支えないか。

(答)

今回の事業は、妊婦の方を対象としたものであり、出産後の方は本事業の対象外となります。

問7 月2枚必ず配布しなければならないのか。

(答)

希望する妊婦に対しては、原則月2枚を配布いただきたいと考えていますが、それぞれの地域の感染拡大の状況や、マスクの残部の状況等に応じて、まとめて配布することも可能と考えています。

問8 配布開始後に、流産や中絶により妊婦でなくなった場合には、配布をやめるべきか。また、里帰り出産の場合、住民票上の住所地と実際の所在地が異なることとなるが、どのように配布すべきか。

(答)

当事業は、妊婦が安心して出産する環境を整えるために行う母子保健事業の一環であるため、妊娠中の方を対象としています。

しかしながら、市町村において妊娠の中断等を把握することは困難であることから、結果的に対象外の方に配布することになってしまうことはやむを得ないと考えています。

また、里帰り出産の場合についても、その把握は困難であることから、住民票上の住所地が所在する市町村において配布していただくことを想定しています。ただし、里帰り先の市町村で配布していただくことは差し支えありません。